

就労選択支援事業指定に係る協議会による評価について

愛知県通知のとおり、就労選択支援事業の指定に当たっては、原則協議会または市町村による評価内容の提出を求めるとされた。

これに対して、半田市における対応をまとめたので評価を希望する事業者は下記に基づき対応を行うこと。

【評価対象者】

半田市内において、就労選択支援事業所を設置する事業者

※自立支援協議会への参画の有無に関わらず全事業者を評価対象とする。

【評価実施会議】

半田市障がい者自立支援協議会 運営会議

【評価の流れ】

①事前相談

半田市に対して、事前に電話等により相談を行う。

②書類提出

評価スケジュールに則り、評価関係資料を半田市に提出する。

③書類確認及び修正協議等

提出された資料を半田市において確認し、事業実施予定者と修正協議等を行う。半田市の求める修正協議等に応じない等により、当該資料が評価に耐えうるものでないと半田市が判断した場合は評価を実施せず、資料の補正等が実施され、当該資料が評価に耐えうるものと半田市が判断した時点を最終的な提出日として、評価スケジュール表に基づいた日程で評価を実施する。

④評価実施

半田市障がい者自立支援協議会運営会議において評価を行う。評価実施時には、事業者は、実施事業について責任をもって説明を行うことのできる職位の者が出席し、提出資料に基づき、事業者自ら説明を行い、質疑に応じること。

⑤評価書の事業者への送付

運営会議委員の意見等を集約し、半田市において協議会評価欄を記載のうえ、評価書を事業者に送付する。

⑥評価書に関する報告書の提出

事業者は評価書を確認し、協議会からの評価等に関する報告書を作成し、半田市に提出する。

【評価スケジュール】

運営会議開催月	資料提出締め切り
4月	3月15日
6月	5月15日
8月	7月15日
10月	9月15日
12月	11月15日
2月	1月15日

※締切日が休庁日である場合は直前の営業日までとする。

※資料は評価に耐えうる状態に完成したものを提出すること。半田市が評価に耐えうるものでないと判断した場合は、差戻しの上、再提出を求める場合もある。その場合、評価は完成した資料の提出日に対応した運営会議で行う。

【提出書類】

- ・評価依頼書
- ・就労選択支援評価書
- ・アセスメント関係資料（アセスメントシート、マニュアル等）
- ・事業所（建物）の平面図・写真
- ・運営規程
- ・従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表 ※申請時点の（案）で可

【問い合わせ先】

半田市役所福祉部地域福祉課 障がい者援護担当 電話：0569-84-0643（直通）